

9条連・近畿事務局共同代表  
佐々木昭示、菅野武男、舟山守夫殿

9条連・近畿事務局の佐々木、舟山共同代表の発言に対する申し入れ

ご苦労様です。日頃の地道な活動に敬意を表します。

さて、9条連・近畿事務局にJR東海労新幹線関西地本から参加させて頂いている康乗より、10月16日の「共同代表・事務局会議」の報告を受け、新幹線関西地本執行委員会として早急に対処する必要があると考え、11月7日地本執行委員会を開催しました。

そこでの議論・確認に基づき以下の質問を致します。今後の9条連・近畿の活動の在り方に重大な問題だと考えますので、よろしくお願ひします。

1. 佐々木共同代表は、(康乗は、東海労がJR総連から制裁を受ける事態に関連し)「9条連に持ち込むことでないと言うが、既に事務局会議が出来ない状態にある。」といった発言をされ、翌日のメールでも「康乗の最初の判断『参加不可能』こそが正しかった。混乱を持ち込まないとは、唯一、それしかない。東海は屈辱かもしれないが、それが自ら(東海労)が作り出した現実と自覚すべき。13日(9条連・近畿事務局会議)は出席を辞退する以外に総会(12月7日の9条連・近畿2024年総会)を開催するみちはない。」といった主張をされています。
2. また、舟山共同代表は、「(康乗は、)JR総連と9条連は関係ないと言うが、JR総連からJR東海労本部に『除名』処分が出されれば下部機関(康乗は、間違えて『諮問機関』と記載している)である関西地本も『除名』となる。そうなれば賛助団体としての関西地本も9条連から『除名』となる。大変な事態だ。そうなれば俺も責任をとって辞めなければという思いだ。それだけ事態は深刻という事を康乗はわかっていない。」といった主張をされています。
3. 以上のような佐々木、舟山共同代表の主張は、東海労がJR総連から「除名される事態」、あるいは、それと関連し東海労組合員がJR総連近畿地協議長である津崎さんを「名誉毀損で裁判に訴える事態」との関係で、「東海労新幹線関西地本は9条連・近畿(事務局会議)に参加すべきでない。参加することを認めない。」との主張と受け取れます。

しかし、9条連はJR総連とは別組織・別団体であり(もちろん、密接な関連団体ではありますが)、“憲法改悪を許さない”ことを共通の目的として「特

定の政党や党派に左右されることなく、思想・信条や宗教上の違いを超えて」共に活動する大衆団体だと認識しています。（したがって、たとえばJR連合系の組織・団体や個人が参加することも、当然認め受け容れるべきだと考えます。）

4. JR東海労新幹線関西地本は、以上のような観点から言って、もし本当に、佐々木、舟山共同代表がそのような発言をされているとしたら誤りであり、到底受け容れることは出来ません。したがって、9条連・近畿（事務局会議）へのJR東海労新幹線関西地本の参加を認めるのか認めないのか、明確な見解を求めます。

以上、上記に対し、勝手ではありますが11月20日までに書面にてご回答頂きますようお願いいたします。したがって、康乗、笹田は勝手ながら11月13日の事務局会議への参加は見合わせさせていただきます。

以上

2024年11月10日

JR東海労働組合新幹線関西地本執行委員会

追記、参考のため、11月7日の地本執行委員会のレジュメに添付した資料『「9条連・近畿事務局会議」の経過』を同封します。